

下田市地域防災計画

津波対策編

令和4年3月
下田市防災会議

目 次

第1章 総則

第1節 計画の主旨	1
第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	1
第3節 過去の顕著な災害	6
第4節 予想される災害	7

第2章 平常時対策

第1節 防災思想の普及	9
第2節 自主防災活動	9
第3節 防災訓練の実施	9
第4節 津波災害予防対策の推進	9

第3章 災害応急対策

第1節 市及び防災関係機関の活動	14
第2節 情報活動	18
第3節 広報活動	22
第4節 災害の拡大防止活動	22
第5節 避難活動	23
第6節 広域応援活動	28
第7節 地域への救援活動	30
第8節 市有施設及び設備等の対策	30

第1章 総則

第1節 計画の主旨

この計画は、「災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下本編において「法」という。）」第42条の規定に基づき作成する下田市地域防災計画の「津波対策編」として定めるものであり、「大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）」第6条の規定に基づく「地震防災強化計画」及び「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）」第5条の規定に基づく「南海トラフ地震防災対策推進計画」及び「首都直下地震対策特別措置法（平成25年法律第88号）」第22条の規定に基づく「首都直下地震地方緊急対策実施計画」を含むものである。

「津波対策編」は、以下の各章から構成する。なお、「地震防災施設緊急整備計画」及び「地震防災応急対策」については、「地震対策編」によるものとする。また、復旧・復興については、「共通対策編」第4章復旧・復興計画によるものとする。

1 計画の構成

(1) 第1章 総則

防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱、過去の顕著な災害、予想される災害を示す。

(2) 第2章 平常時対策

平常時の教育、広報、訓練及び災害予防の対策を示す。

(3) 第3章 災害応急対策

地震災害が発生した場合の対策を示す。

第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

市及び防災関係機関が、東海地震等の防災対策として実施する事務又は業務の大綱を示すものである。

市、県、市の地域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体は、それぞれ東海地震等の防災対策を行うものとし、それぞれ実施すべき事務又は業務の大綱は次のとおりである。

1 市

(1) 津波防災に関する組織の整備

(2) 自主防災組織の育成指導、その他市民の津波対策の促進

(3) 防災思想の普及

(4) 防災訓練の実施

(5) 津波防災のための施設等の緊急整備

(6) 大津波警報、津波警報及び津波注意報、その他津波に関する情報の収集、伝達及び広報

(7) 避難指示に関する事項

(8) 消防、水防その他の応急措置

(9) 応急の救護を要すると認められる者の救護その他保護に関する事項

(10) 災害時における市有施設及び設備の整備又は点検

(11) 緊急輸送の確保

(12) 食料、医薬品、その他の物資の確保、清掃、防疫、その他保健衛生活動の準備等災害応急対策の準備及びその実施

(13) その他津波災害発生の防止又は拡大防止のための措置

※ 市が処理する消防に関する事務又は業務は、下田地区消防組合が下田地区消防組合規約に定める共同処理する事務の範囲において、同組合が処理する。

2 県

- (1) 津波防災に関する組織の整備
- (2) 自主防災組織の育成指導その他県民の津波対策の促進
- (3) 防災思想の普及
- (4) 防災訓練の実施
- (5) 津波防災のための施設等の緊急整備
- (6) 大津波警報、津波警報・注意報、その他津波に関する情報の収集、伝達並びに広報
- (7) 避難指示に関する事項
- (8) 水防その他の応急措置
- (9) 応急の救護を要すると認められる者の救護その他保護に関する事項
- (10) 災害時における県有施設及び設備の整備又は点検
- (11) 犯罪の予防、交通の規制その他社会秩序の維持
- (12) 緊急輸送の確保
- (13) 食料、医薬品、その他の物資の確保、清掃、防疫、その他保健衛生活動の準備等災害応急対策の準備及び実施
- (14) 市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関の津波防災応急対策及び災害応急対策の連絡調整
- (15) その他津波災害の発生の防止又は拡大防止のための措置

3 静岡県警察（下田警察署）

- (1) 津波に関連する情報等の収集及び伝達
- (2) 危険区域への立入規制及び避難誘導
- (3) 交通混乱の防止及び避難路、緊急輸送路確保等の交通上の措置
- (4) 避難地域及び避難場所並びに重要施設の警戒警備
- (5) 犯罪の予防、交通規制等社会秩序の維持
- (6) 行方不明者の捜索、遺体の検視
- (7) 関係機関が行う津波防災応急対策及び災害応急対策に対する協力
- (8) 警察施設、設備等の点検整備
- (9) 避難状況等に関する情報の収集

4 指定地方行政機関

- (1) 総務省東海総合通信局
 - ア 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理
 - イ 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理
 - ウ 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況調査
 - エ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与
 - オ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること
 - カ 非常通信協議会の運営に関すること
- (2) 財務省東海財務局（静岡財務事務所）
 - ア 災害時における財政金融対策並びに関係機関との連絡調整に関すること。
 - イ 災害時の応急措置のための国有財産の無償提供に関すること。
- (3) 農林水産省関東農政局（静岡県拠点）
 - 食料受給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握
- (4) 国土交通省中部地方整備局（清水港湾事務所下田港事務所・沼津河川国道事務所）
 - 管轄する河川、道路、港湾についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。
 - ア 災害予防
 - (ア) 所管施設の耐震性の確保

- (イ) 応急復旧用資機材の備蓄の推進及び防災拠点施設等の充実
 - (ウ) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施
 - (エ) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の運用
 - (オ) 港湾における緊急物資輸送ルートの確保に関する計画、指導及び事業実施
- イ 初動対応
- 地方整備局災害対策本部等からの指示により、情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。
- ウ 応急・復旧
- (ア) 防災関係機関との連携による応急対策の実施
 - (イ) 路上障害物の除去等による緊急輸送路の確保
 - (ウ) 所管施設の緊急点検の実施
 - (エ) 海上の流出油災害に対する防除等の措置
 - (オ) 県及び市からの要請に基づく災害対策用建設機械等の貸与
 - (カ) 航路啓開に関する計画に基づく、津波流出物の除去等による海上緊急輸送路の確保
- (5) 国土交通省中部運輸局（静岡運輸支局）
- ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。
 - イ 海上における物資及び旅客の輸送を確保するための船舶の調達のあっせん、特定航路への就航勧奨を行う。
 - ウ 港湾荷役が円滑に行われるよう必要な指導を行う。
 - エ 緊急海上輸送の要請に速やかに対応できるよう、船舶運航事業者等との連絡体制を強化し、船舶動静の把握及び緊急時の港湾荷役体制の確保に努める。
 - オ 特に必要と認めるときは、船舶運航事業者若しくは港湾輸送事業者に対する航海命令又は公益命令を発する措置を講ずる。
 - カ 鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導・監督を行う。
 - キ 自動車道の通行の確保に必要な指導・監督を行う。
 - ク 陸上における物資及び旅客輸送を確保するため、自動車の調達のあっせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導を行う。
 - ケ 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応できるよう、関係運送事業者団体及び運送事業者との連絡体制を確立し、緊急輸送に使用しうる車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備に努める。
 - コ 特に必要と認めるときは、自動車運送事業者に対する輸送命令を発する。
 - サ 大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、二次災害の防止、被災地の早期復旧等に関する支援のため緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣する。
- (6) 海上保安庁第三管区海上保安本部（下田海上保安部）
- ア 船舶等に対する津波に関連する情報の伝達、船舶のふくそうが予想される海域において、必要に応じた船舶交通の整理・指導
 - イ マリンレジャー等を行っている者に対する津波に関連する情報の伝達
 - ウ 海難等の海上における災害に係る救助救出活動
 - エ 海上における治安の維持、海上交通の安全確保
 - オ 危険物及び油の流出等海上災害に対する応急措置
- (7) 気象庁東京管区气象台（静岡地方气象台）
- ア 大津波警報、津波警報及び津波注意報の通知、津波情報等の発表又は通報並びに解説
 - イ 津波観測施設の整備並びに観測機器の保守
 - ウ 津波に関する啓発活動並びに防災訓練に対する協力
 - エ 異常現象に関する情報が発見者又は行政機関から通報された場合、速やかに気象庁本庁に報告し適切な措置を講ずること

- (8) 厚生労働省静岡労働局（三島労働基準監督署下田駐在事務所）
 - ア 事業場に対する津波防災対策の周知指導
 - イ 事業場の被災状況の把握
- (9) 国土地理院中部地方測量部
 - ア 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。
 - イ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。
 - ウ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用を図る。
 - エ 災害復旧・復興に当たっては、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施する。
- (10) 環境省関東地方環境事務所
 - ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供
 - イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
 - ウ 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等
- (11) 環境省中部地方環境事務所
 - ア 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
- (12) 防衛省南関東防衛局
 - ア 所管財産使用に関する連絡調整
 - イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整
 - ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援

5 指定公共機関

- (1) 日本郵便株式会社東海支社（下田郵便局）
 - ア 郵便事業の運営に関すること
 - イ 災害の発生時またはそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保すること
 - ウ 施設等の被災防止に関すること
 - エ 利用者の避難誘導に関すること
- (2) 日本放送協会
 - ア 津波災害に関する解説、キャンペーン番組等の積極的な編成による視聴者の地震防災に関する認識の向上
 - イ 臨時ニュースの編成メディアを有効に活用し、津波に関する情報の正確迅速な提供に努めること
 - ウ 地方公共団体等の要請に基づき、予報、警報、警告等の放送を行うこと
 - エ 放送施設、設備の災害予防のため、防災施設、設備の整備を進めること
- (3) 西日本電信電話株式会社（静岡支店）、株式会社NTTドコモ東海支社
 - ア 災害時における重要通信の確保
 - イ 災害時における通信疎通状況等の広報
 - ウ 復旧用資機材等の確保並びに広域応援計画に基づく手配
 - エ 災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板web171、災害用伝言板及び災害用音声お届けサービスの提供
- (4) 日本赤十字社静岡県支部
 - ア 医療、助産、こころのケア及び遺体措置に関すること
 - イ 血液製剤の確保及び供給のための措置
 - ウ 被災者に対する救援物資の配付
 - エ 義援金の募集
 - オ 災害救助協力奉仕者の連絡調整
 - カ その他必要な事項

- (5) 日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社
防災関係機関の要請に基づく緊急輸送車両の確保
- (6) 東京電力パワーグリッド株式会社（伊豆支社）
 - ア 災害時における電力の緊急融通等による電力供給の確保
 - イ 復旧用資機材等の整備
 - ウ 電力施設の災害予防措置及び広報の実施
- (7) KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社
重要な通信を確保するために必要な措置の実施
- (8) 株式会社イトーヨーカ堂、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブンーイレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン&アイ・ホールディングス
 - ア 県からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施
 - イ 被災地の復旧・復興を支援するため事業活動を早期に再開する。

6 指定地方公共機関

- (1) 下田ガス株式会社
 - ア 需要家に対する都市ガスによる災害の予防広報
 - イ 災害時におけるガス供給の確保
 - ウ 施設設備の耐震予防対策の実施
 - エ 災害時における防災広報、施設の点検等災害予防措置
- (2) 伊豆急行株式会社
 - ア 津波警報等津波に関連する情報の伝達
 - イ 列車の運転規制の措置
 - ウ 列車の運行状況、旅客の避難実施状況等の広報
- (3) 一般社団法人静岡県トラック協会、一般社団法人静岡県バス協会、商業組合静岡県タクシー協会、株式会社伊豆クルーズ
防災関係機関の要請に基づく、協会加盟事務所からの緊急輸送車両等の確保
- (4) 一般社団法人静岡県LPガス協会（東部支部賀茂地区会）
 - ア 需要家に対するLPガスによる災害の予防広報
 - イ 協会加入事業所による施設設備の耐震化等の予防対策の実施
 - ウ 災害時における防災広報並びに協会加入事業所の施設の点検等災害防止措置の実施
 - エ 燃料の確保に関する協力
 - オ 協会加入事業所による被害状況調査及び応急復旧
- (5) 一般社団法人静岡県医師会、一般社団法人静岡県歯科医師会、公益社団法人静岡県薬剤師会、公益社団法人静岡県看護協会、公益社団法人静岡県病院協会
 - ア 医療救護施設等における医療救護活動の実施
 - イ 検案（公益社団法人静岡県薬剤師会及び社団法人静岡県看護協会及び公益社団法人静岡県病院協会を除く。）
 - ウ 災害時の口腔ケアの実施（一般社団法人静岡県歯科医師会）
- (6) 一般社団法人静岡県警備業協会
災害時の道路、交差点等での交通整理支援
- (7) 公益社団法人静岡県栄養士会
 - ア 要配慮者等への食料品の供給に関する協力
 - イ 避難所における健康相談に関する協力
- (8) 一般社団法人静岡県建設業協会
公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
- (9) 富士山静岡空港株式会社
大規模な広域防災拠点としての応援部隊等の受入支援

7 公共的団体

公共的団体は、平素から災害予防体制の整備を図り、災害時には応急措置を実施するとともに、市の行う防災活動に協力するものとする。

- (1) 一般社団法人賀茂医師会、医療機関
 - ア 医療救護施設等における医療救護活動及び保護対策の実施
 - イ 検案
- (2) 社会福祉法人下田市社会福祉協議会
 - ア 災害ボランティア、災害ボランティアコーディネーターの養成
 - イ 災害ボランティア本部等立上げ及び運営訓練の実施
 - ウ 災害ボランティア、災害ボランティアコーディネーター、市等との調整
- (3) 民間放送機関(下田有線テレビ放送株式会社、小林テレビ設備有限会社、株式会社伊豆急ケーブルネットワーク)
 - ア 津波防災に関するキャンペーン番組、定時ニュース番組等による防災知識の普及
 - イ 災害時において特別番組を編成し、津波警報等津波に関する情報、国、県、市、防災関係機関等の防災活動状況を放送すること
 - ウ 放送施設、機器類等の整備の事前点検と災害予防のための設備の整備
- (4) 産業経済団体

下田商工会議所、一般社団法人下田市観光協会、下田温泉旅館協同組合、伊豆太陽農業協同組合、伊豆漁業協同組合、一般社団法人下田建設業協会等は被害調査を行い、対策に必要な物資、資機材等の提供、融資のあっせんなどについて協力する。
- (5) 自主防災組織
 - ア 地域住民に対する防災意識の普及
 - イ 防災訓練の実施
 - ウ 市の実施する被害調査、応急対策についての協力
 - エ 住民に対する情報の連絡收受
 - オ 避難誘導、避難場所の運営に関する協力
 - カ リ災者に対する応急救護、炊出し、緊急物資の配分に関する協力
- (6) 下田市消防団
 - ア 災害予防、警戒及び災害応急活動
 - イ 災害時における住民の避難誘導及び救助救出活動
 - ウ 予警報の伝達
 - エ その他災害現場の応急作業

8 自衛隊

- (1) 陸上自衛隊東部方面隊ほか
 - ア 災害時における人命又は財産保護のための救援活動
 - イ 災害時における応急復旧活動
- (2) 海上自衛隊横須賀地方隊ほか
 - ア 災害時における人命保護のための救援活動
 - イ 災害時における応急復旧活動
- (3) 航空自衛隊第一航空団(浜松基地)ほか
 - ア 災害時における人命保護のための救援活動
 - イ 災害時における応急復旧活動

第3節 過去の顕著な災害

過去の津波の状況は以下のとおりである。

過去の津波災害

地震名	発生年月日	マグニチュード	被害状況
東南海地震	1944年12月7日	7.9	震度4を観測。下田市街で津波の高さ1.5～2.5m。稲生沢川沿いに浸水。

南海地震	1946年12月21日	8.0	津波の高さ2.0m。ほぼ被害はなし。
チリ地震	1960年5月24日	9.5	津波の高さ1.3～1.8m、地上50cm程度の浸水。稲生沢川が引き潮で干上がり、鍋田の砂浜で津波の高さ1m程度。
チリ中部沿岸で発生した地震	2010年2月27日	8.8	下田港43cm、住家8棟が浸水。
東北地方太平洋沖地震	2011年3月11日	9.0	住家床下浸水7棟、店舗内浸水6棟。

第4節 予想される災害

1 第4次地震被害想定

想定される地震によって市内でどのような現象が発生し、どの程度の被害を受けるかを定量的に試算し、把握してその被害を最小限にとどめるための合理的な防災対策を立てることを目的とする。

試算については、市域において、その発生の切迫性が指摘され、かつ、最大級の災害が想定される地震として、中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告」などを踏まえ、駿河トラフ・南海トラフ沿いと相模トラフ沿いで発生するレベル1・2の地震・津波を対象とした。なお、試算に用いた断層モデルは、現時点での科学的知見に基づき検討されたものであり、今後の科学的知見の蓄積を踏まえて検証され、場合によっては修正される可能性があることに留意するものとする。

区分	レベル1の地震・津波	レベル2の地震・津波
駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震・津波	東海地震 東海・東南海地震 東海・東南海・南海地震 宝永型地震 安政東海型地震 5地震総合モデル	南海トラフ巨大地震（内閣府(2012)）
相模トラフ沿いで発生する地震・津波	大正型関東地震	元禄型関東地震（※） 相模トラフ沿いの最大クラスの地震（内閣府（2013））

※ 相模トラフ沿いでは約200～400年間隔で海溝型（プレート境界型）の地震が発生しており、このうち元禄16年（1703年）元禄関東地震は大正12年（1923年）大正関東地震に比べ広い震源域をもつ既往最大の地震とされている。

2 第4次地震被害想定の結果（資料編「第4次地震被害想定の結果」参照）

3 遠地津波

チリ沖地震のように、南北アメリカ大陸沿岸等の環太平洋地域で発生した地震による遠地津波についても警戒が必要である。

(1) 概要

ア 遠地津波は、国外など遠方で発生する地震により生じた津波である。

イ 遠地津波は、海溝型巨大地震に伴って発生するものであるが、地球上の海溝の大部分が太平洋にあり、環太平洋地震帯を作っているため、日本には太平洋各地から遠地津波が襲来する。

ウ 過去の遠地津波で大津波を記録したのは、チリ海溝及び千鳥・カムチャッカ海溝等で起きた地震に伴う津波である。

エ 過去の事例によると、遠地津波が襲来するまでのおおよその時間については、チリ沖地震の場合で24時間後、インドネシア・パプアニューギニアの場合で6～7時間後、千鳥・カムチャッカ半島の場合で3時間後に第1波が到達する場合がある。

(2) 特徴等

- ア 津波が遠地で起きる地震で発生するため、地震の揺れを感じることもなくとも津波に襲われる。
- イ 遠地津波は、途中経路の地形により様々な屈折や反射をしながら伝わる。そのため、遠地津波は一般に近地津波に比べて津波の減衰が遅くなり、すなわち津波の継続時間が長くなる傾向がある。例えば、チリ沖地震では津波が1日続き、インドネシアの地震では6～8時間継続したことがある
- ウ 遠地津波では、到達途中での反射などにより、最大波が第1波のかなり後に襲来することがあり、第3波や第4波が最大波となることがある。
- エ 遠地津波は、地震を感じることなく不意に襲来することや、継続時間が長いことから、早期に津波関連情報を取得し、避難態勢や防災体制を確立することや、津波警報が解除されるまで避難態勢を維持することが重要である。

第2章 平常時対策

津波発生時に、的確な防災対策が講じられるようにするため、平常時に行う防災思想の普及、防災訓練、自主防災活動等について定める。

第1節 防災思想の普及

(共通対策編 第2章災害予防計画 第9節「防災知識の普及計画」に準ずる。)

第2節 自主防災活動

(共通対策編 第2章災害予防計画 第13節「自主防災組織の育成」及び第14節「事業所等の防災活動」に準ずる。)

第3節 防災訓練の実施

津波災害発生時に的確な防災対策を実施するための訓練について定めるものである。

なお、住民は自主防災組織及び事業所等の防災組織の構成員として、市や県の実施する訓練に積極的に参加し、的確な防災対応を体得するものとする。また、高齢者、障がいのある人、外国人、乳幼児、妊婦等要配慮者に十分配慮した訓練を実施し、要配慮者の支援体制の整備に努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

1 市

市は県、国及び防災関係機関と共同し、又は単独で、総合防災訓練、地域防災訓練及び津波避難訓練を行う。また、訓練に当たっては、東海地震に関連する情報が発表され、警戒宣言が発令される場合及び突然地震が発生する場合、それぞれ各種の時間帯を想定して実施し、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れる等逐次訓練内容の高度化を図り、初動対応及び情報収集・伝達体制の強化等により実効性のある訓練を行うとともに、要配慮者の避難誘導、救出・救助、自主防災組織と事業所等の連携による防災活動など、地域の特性に配慮し、防災対応への習熟度を高めるものとする。

なお、訓練終了後は、評価を実施し、課題・問題点等を明確にし、必要に応じ体制等の改善を行う。また随時、図上訓練を実施し、防災対策の見直しに資するものとする。

(1) 津波避難訓練

ア 3月11日を含む10日間を「津波対策推進旬間」と定め、津波避難訓練を実施する。

イ この訓練は、「津波警報」が発表されたことを想定するものとし、県が作成した訓練内容に関する指針を参考に、要配慮者にも配慮した訓練を実施する。

ウ 訓練に住民等の積極的参加を促し、または訓練に伴う混乱を防止するため必要な広報を行う。

(2) 県及び防災関係機関の訓練に対する協力等

ア 市は、県及び防災関係機関に対し、市が実施する訓練への参加を要請する。

イ 市は、県又は防災関係機関が「大規模地震対策特別措置法」第32条の規定に基づき実施する訓練に、可能な限り参加協力する。

第4節 津波災害予防対策の推進

市及び県は、津波災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定し、その想定結果に基づき対策を推進するものとする。

市は、津波災害対策の検討において、二つのレベルの津波の想定とそれぞれの対策を進める。

- ・最大クラスの津波に対する住民避難を軸とした総合的な対策
- ・比較的頻度の高い津波に対する海岸保全施設等の整備

市は、第4次地震被害想定において推計された被害をできる限り軽減するための新たな行動目標として静岡県が策定した「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013」を踏まえ、地域目標を策定し、ハード・ソフトの両面からできる限り組み合わせることで対策を充実・強化する。また、その際、市民の参画を進め、国、県と連携し、効率的・効果的な津波対策を進める。

「首都直下地震地方緊急対策実施計画」における対象区域は首都直下地震緊急対策区域に指定された市町とし、必要な対策の実施期間及び目標等については、「下田市地震・津波対策アクションプログラム2013」が兼ねるものとする。

1 避難誘導體制の確保

(1) 避難計画の策定

市は、下記の事項及び県が作成する「大規模地震対策『避難計画策定指針』」に留意して、避難計画の策定に努めるものとする。

ア 要避難地区の指定

市長は第4次地震被害想定の結果等による地震災害の危険度から判断して、地震防災強化計画において明らかにした津波の浸水、山・がけ崩れ及び延焼火災の発生の危険が予想され、避難対策を推進する必要がある地域を要避難地区として指定する。(資料編)

イ 避難対象地区の指定

市長は、警戒宣言発令時に避難指示の対象とする地域として、要避難地区のうち津波の浸水の発生の危険が予想される地域を避難対象地区として指定する。

ウ 避難地、津波避難施設、避難路の指定

市長は、要避難地区の状況に応じ、住民の避難のための避難地、避難路等の指定を行う。

(ア) 避難対象地区の住民の避難のため、避難地を指定する。

(イ) 延焼火災発生時における避難のため、広域避難地、幹線避難路を指定する。また、必要に応じ一次避難地を指定する。

(ウ) 突発地震発生時の緊急避難の用に供する避難ビル等の施設を指定する。

(2) 平常時に実施する災害予防措置

ア 避難誘導體制整備

市長は、要避難地区の住民に対し、危害の様相、情報伝達手段、情報伝達内容、避難地、避難路、避難施設等避難に関する留意すべき事項を周知するとともに、高齢者、障がいのある人等の要配慮者等を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら平常時よりこれらの者に係る避難誘導體制の整備に努めるものとする。市は、津波災害に対する住民の警戒避難体制として、大津波警報、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。

市は、防災対応や避難誘導にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定めるものとする。また、特に市等が、消防機関及び水防団による津波からの円滑な避難の確保等のために実施すべき事項は、以下のとおりとする。

(ア) 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達

(イ) 津波からの避難誘導

(ウ) 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立等

イ 要避難地区における予防措置

要避難地区のうち、津波危険予想地域については次の予防措置を講ずる。

(ア) 津波危険予想地図

市は、県と協力して過去の津波災害事例及び現況調査等を参考に、津波危険予想地図を作成し海拔標示等を行う等住民への広報に努める。

(イ) 住民への危険性の周知

市長は、当該地域を避難対象地区として指定するとともに、当該地域の住民及び船

舶等に対し津波の危険や津波注意報・警報、避難指示の意味合い、避難方法等の周知に努める。

(ウ) 避難誘導體制の整備

市長は、海岸及び港湾の管理者と協議して、避難地等を標示したわかりやすい案内板を設置するとともに、関係団体の協力を得て要配慮者の避難誘導體制を整備するなど、避難対策等の防災対策を推進する。

(エ) 一時滞在者に対する避難対策

市長は、現地の地理に不案内な観光客、出張者等の一時滞在者が想定される場合は、要避難地区であることや想定浸水深、避難地・避難経路等について、看板・チラシ・パンフレット等により広報するなど、一時滞在者の円滑な避難対策に配慮するよう努める。

(オ) 警戒宣言発令時

市長は、警戒宣言が発令された場合には、直ちに海岸から離れ避難地等へ避難する等、住民のとるべき行動について周知徹底に努める。

(カ) 海岸利用者に対する避難対策

市は、海岸利用者等が速やかに津波から避難できるよう、防潮堤に避難口、避難階段等の施設及び誘導のための標識板等の整備に努める。

(キ) 津波避難ビルの確保

市長は、突発地震にも備えるため、建物所有者の協力を得て津波から逃れるための避難ビルの確保に努める。

(ク) 地震発生時のとるべき行動

市長は、当該地域の住民に対して立ってられないほどの強い地震が起こった場合又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合には、直ちに海岸から離れ、避難ビル、高台又は避難地等へ避難する等住民のとるべき行動について周知徹底に努める。

(ケ) 津波危険の広報

市長は、津波危険予想地域内の海拔標示を行い、津波危険の広報に努める。

(コ) 住民による避難対策

津波対策区域の住民は、津波による被害の発生が予想される場合には、避難することが優先される。このため、一般的対策のほか、次の対策及び訓練の実施に努める。

あ 非常持出品を準備する。

い 津波避難場所、避難経路及び海拔を確認しておく（自主防災組織単位）。

う 津波避難訓練を実施する。

(サ) 水門、陸閘

水門等管理者は、水門、陸閘等の操作の体制及び手順を定め、関係者に周知するとともに、陸閘の常時閉鎖を推進する。

2 津波に強いまちづくり

(1) 市は、津波から迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、津波防災地域づくりに関する法律（以下「津波防災地域づくり法」という。）に基づく津波災害警戒区域の指定などにより警戒避難体制の整備を検討し、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。

(2) 市は、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難関連施設の都市計画と連携した計画的整備や民間施設の活用による確保、津波に強いまちの形成を図るものとする。

(3) 市は、地域防災計画、都市計画、立地適正化計画等の計画相互の有機的な連携を図るため協働での計画作成など津波防災の観点からのまちづくりに努めるものとする。

(4) 市は、津波による危険の著しい区域については、人的災害を防止するため、津波防災地域づくり法に基づく津波災害特別警戒区域や建築基準法に基づく災害危険区域の指定について、検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。

- (5) 市は、津波による浸水実績及び津波浸水想定を公表し、安全な土地利用、津波発生時の警戒避難態勢の整備を行う。
- (6) 市は、行政関連機関、要配慮者に係る施設については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫など施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所へ誘導を図るものとする。
なお、市庁舎については、第4次被害想定津波浸水想定区域内に位置していることから、令和8年度を目標に稲生沢地区への移転を計画している。
- (7) 市は、最大クラスの津波に対して、住民等の生命を守ることを最優先としつつ、生活や産業への被害を軽減する観点からのまちづくりを進めるものとする。
- (8) 津波避難計画・ハザードマップ等の整備促進
市が作成する津波避難計画やハザードマップ等については、レベル2の津波に対応するものとなるよう、第4次被害想定を基に点検、見直しを促進する。
新規に作成する必要がある場合は、早期に作成できるよう、必要に応じて県はその支援に当たるとともに、住民への情報提供を促進する。
市は、市地域防災計画に基づき、津波災害警戒区域及び当該区域における基準水位を表示した図面に、人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ）の配布その他の必要な措置を講ずるものとする。
- (9) 適切な避難行動の周知徹底
住民一人ひとりに、津波に関する正確な知識や発災時にとるべき行動を理解いただけるよう、あらゆる機会をとらえて周知を図るとともに、実践的な津波避難訓練を定期的の実施する。
- (10) 住民への伝達手段の多重化・多様化
津波警報等の情報が、住民一人ひとりに迅速に届くよう、防災行政無線や、緊急速報メール、視・聴覚的伝達方法等の伝達手段の強化に努める。また、赤と白の格子模様の旗（津波フラッグ）による津波警報等の視覚的な伝達の実効性を高めるため、県及び国等の関係機関と連携し、普及啓発を図るものとする。
- (11) 津波災害警戒区域の指定に伴う実施事項
【市地域防災計画に定める事項】
ア 市防災会議は、津波災害警戒区域の指定があったときは、次の事項を市地域防災計画において、津波災害警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。
(ア) 人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
(イ) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
(ウ) 法第48条第1項の防災訓練として市長が行う津波に係る避難訓練の実施に関する事項
(エ) 警戒区域内に、地下街等又は社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要するものが利用する施設であって、当該施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの（以下「避難促進施設」という。）がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
(オ) (ア)～(エ)に掲げるもののほか、警戒区域における津波による人的災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項
イ 市防災会議は、市地域防災計画において(エ)に掲げる事項を定めるときは、施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、人的被害を生ずるおそれがある津波に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めるものとする。
ウ 市防災会議は、津波防災地域づくり法に基づき指定避難施設が指定されたときは、ア(イ)の避難施設に関する事項として、市地域防災計画において定めるものとする。併せて、当該指定避難施設の管理者に対する人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法をア(ア)に掲げる事項として定めるものとする。

エ 市防災会議は、市が指定避難施設の避難用部分を自ら管理すると認め、施設所有者等との間において管理協定を締結したときは、当該管理協定に係る協定避難施設に関する事項をア(イ)の避難施設に関する事項として定めるものとする。

【避難促進施設における避難確保計画の策定】

避難促進施設の所有者及び管理者は、以下に掲げる事項について定めた避難確保計画を作成し、これを市長に報告するものとする。

- (ア) 津波発生時における避難促進施設の防災体制
- (イ) 津波発生時における避難促進施設利用者の避難の誘導
- (ウ) 津波の発生時を想定した避難促進施設における避難訓練及び防災教育の実施
- (エ) 避難促進施設の利用者の津波の発生時の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項

市は、津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努めるものとする。

3 津波避難施設等の整備

- (1) 市は、津波から迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。
- (2) 避難地(屋内施設含む)・津波避難施設の整備に当たり、できるだけ津波の浸水の危険性が低く、かつ避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によっては更なる避難が可能となる場所に整備するよう努めるものとする。
- (3) 避難地(屋内施設含む)・津波避難施設を津波による浸水のおそれがある場所に整備する場合は、想定浸水深を十分考慮した高さに避難者を受け入れる部分が配置され、かつ、その部分までの避難上有効な階段その他の経路を備えた施設等を整備するものとする。
- (4) 市は、地域住民の津波からの円滑な避難を確保するため、要避難地区等における水道管の破損を防止する措置(耐震性を備えた管路及び配水池緊急遮断弁の整備等)に努めるものとする。
- (5) 避難路・避難階段の整備に当たってはその周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努めるものとする。

第3章 災害応急対策

津波災害が発生した場合、若しくは発生するおそれがある場合の市及び防災関係機関、事業所及び住民等の災害応急対策について定める。

なお、ここに定めのないものについては、「共通対策編」及び「地震対策編」に準ずるものとする。

第1節 市及び防災関係機関の活動

津波災害発生時の市及び防災関係機関の災害応急対策の組織、要員の確保及び活動の概要並びに警戒本部との関連について定める。

1 市災害対策本部

(1) 設置

- ア 市長は、津波が発生し災害応急対策を実施する必要があると認めたときは、下田市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置する。
- イ 本部室は、津波により市庁舎が被災あるいは浸水し災害対策本部としての機能を果たすことができない場合を想定して、下田市民スポーツセンターに設置する。
- ウ 必要に応じて、本部会議を開催し、市が実施する応急対策等について協議・決定する。
- エ 警戒本部から災害対策本部への移行に当たっては、事務の継続性の確保に配慮するものとする。

(2) 組織及び所掌事務

災害対策本部の組織及び運営は、法及び下田市災害対策本部条例の定めるところによるが、その概要は次のとおりである。

- ア 津波情報その他災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達
- イ 災害応急対策の実施又は民心安定上必要な広報
- ウ 消防、水防その他の応急措置
- エ 被災者の救助、救護その他の保護
- オ 施設及び設備の応急の復旧
- カ 清掃、防疫その他の保健衛生
- キ 避難指示又は警戒区域の設定
- ク 緊急輸送の実施
- ケ 食料生活必需品等の確保、配給及び飲料水の供給
- コ 県への要請、報告等県との災害応急対策の連携
- サ 自主防災組織との連携及び指導
- シ ボランティアの受入れ

(3) 消防、水防機関は、特に次の事項を重点的に実施する。

ア 消防本部

- (ア) 被害状況等の情報の収集と伝達
- (イ) 消火・救急・救助活動
- (ウ) 地域住民等の避難指示の伝達

イ 消防団、水防団

- (ア) 被害状況等の情報の収集と伝達
- (イ) 消火活動、水防活動及び救助活動
- (ウ) 一次避難地の安全確保及び避難路の確保
- (エ) 地域住民等の避難地への誘導
- (オ) 危険区域からの避難の確認
- (カ) 自主防災組織との連携、指導、支援

(4) 職員動員（配備）

地震発災後、職員は直ちに「津波時の職員配備体制の基準」により定められた所定の場所に自動参集し災害対策に当たる。登庁することが困難な場合は、その旨を所属長等に報告し、指示を受ける。また、所属長は、地震及び津波発生後できるだけ速やかに職員の配備状況を把握するものとする。

初動期における職員の確保が困難な場合には、業務継続の観点から、職員の参集状況を踏まえ優先度の高い業務を考慮して動員配置を実施するものとする。

配備体制表

配備基準	体制	配備部局 (自動参集)	配備内容
津波注意報が市内に発表されたとき	事前配備体制 (情報収集体制)	防災安全課の職員及び関係各課（産業振興課・建設課・上下水道課）の係長以上の職員	・各所属所要の人員による、情報収集及び連絡活動を主とした体制
津波警報が市内に発表されたとき	事前配備体制 (警戒体制)	全職員	・災害対策本部設置準備 ・各所属で情報収集及び連絡活動を行い、事態の推移に伴い、速やかに警戒活動等実施する体制
大津波警報（特別警報）が市内に発表されたとき	災害対策本部 設置体制	全職員	・災害対策本部設置 ・全庁的な情報共有体制をとるとともに、所要の指示に基づく災害応急対策を実施

(5) 下田市防災会議の開催等

ア 必要に応じ下田市防災会議（以下「防災会議」という。）を開催し、情報の収集、災害応急対策の連絡調整の災害応急対策の計画作成及び実施推進を図る。

イ この場合、招集される防災会議の委員は、防災会議の会長が必要と判断した範囲のものとし、会議の運営に当たっては警戒本部の本部会議との継続性の確保を配慮する。

ウ 防災会議の委員は、災害対策本部との連絡を図るため必要に応じ職員を災害対策本部へ派遣する。

2 防災関係機関

防災関係機関が、災害応急対策として講ずる主要な措置事項は次のとおりである。

(1) 指定地方行政機関

ア 国土交通省中部運輸局（静岡運輸支局）

【陸上輸送に関すること】

(ア) 緊急輸送の必要があると認める場合は、自動車輸送事業者に対する輸送力の確保に関する措置

(イ) 市からの要請に対する車両等の調達のあっせん

【海上輸送に関すること】

(ア) 県内海上輸送事業者に対する緊急海上輸送の協力要請

(イ) 県内船舶が使用できない場合のほか都道府県に対する支援要請

イ 総務省東海総合通信局

電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常通信の監理

ウ 財務省東海財務局（静岡財務事務所）

(ア) 被災者の資金需要状況等に応じ、適当と認められる機関又は団体との緊密な連携をとりつつ、民間金融機関、保険会社及び証券会社等に対して、災害関係の融資、預貯金の払戻し及び中途解約、手形交換、休日営業等、保険金の支払い及び保険料の支払猶予等における対応等の業務に対して、適時的確な措置を講ずるよう要請

- (イ) 地方公共団体において国有財産（普通財産）を災害応急対策の実施の用に供するときは、当該地方公共団体に対する無償貸付の適切な措置
- エ 農林水産省関東農政局（静岡県拠点）
 - 食糧需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握
- オ 国土交通省中部地方整備局（清水港湾事務所下田港事務所・沼津河川国道事務所）
 - 管轄する河川、道路、港湾について管理を行うほか次の事項を行うよう努める。
 - (ア) 施設対策等
 - あ 河川管理施設等の対策等
 - い 道路施設対策等
 - う 港湾施設対策等
 - え 営繕施設対策等
 - お 電気通信施設等対策等
 - (イ) 初動対策
 - 地方整備局災害対策本部等からの指示により、情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等の派遣並びに被災地方公共団体等が行う、大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、緊急調査の実施、二次災害の予防、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う。とともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。
 - (エ) 他機関との協力
 - (オ) 広報
- カ 海上保安庁第三管区海上保安本部（下田海上保安部）
 - (ア) 在港船舶及び沿岸住民に対する津波情報等の伝達周知
 - (イ) 海難船舶の海上における人命の安全確保
 - (ウ) 巡視船艇による主要港湾等の被害調査
 - (エ) 危険物積載船及び在港船等の保安のための避難勧告、入港制限、移動命令、航行制限、荷役の中止勧告等海上交通の安全確保に必要な措置
 - (オ) 船舶交通安全のための水路の検測及び応急航路標識の設置
 - (カ) 海上における災害に係る救助・救急活動
 - (キ) 船艇による沿岸周辺海域における治安の維持
- キ 気象庁東京管区气象台（静岡地方气象台）
 - (ア) 大津波警報及び津波警報、津波注意報の通知、津波情報等の発表又は通報並びに解説
 - (イ) 異常気象（異常水位、潮位、地すべり、土地の隆起等）に関する情報が発見者又は行政機関から通報された時、気象庁本庁への報告及び適切な措置
 - (ウ) 必要に応じて警報・注意報及び土砂災害警戒情報等の発表基準の引き下げを実施するものとする。
 - (エ) 災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。
- ク 厚生労働省静岡労働局（三島労働基準監督署下田駐在事務所）
 - (ア) 事業所等の被災状況の把握
 - (イ) 大型二次災害発生のおそれのある事業所に対する災害防止の指導
- ケ 国土地理院中部地方測量部
 - (ア) 災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。
 - (イ) 国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の活用を図る。
 - (ウ) 地理情報システムの活用を図る。
- コ 環境省関東地方環境事務所
 - (ア) 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供
 - (イ) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
 - (ウ) 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等

- サ 環境省中部地方環境事務所
 - 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
- シ 防衛省南関東防衛局
 - (ア) 所管財産使用に関する連絡調整
 - (イ) 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整
 - (ウ) 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援
- (2) 指定公共機関
 - ア 日本郵便株式会社東海支社（下田郵便局）
 - (ア) 災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じた、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策の実施
 - あ 被災者に対する郵便はがき等の無償交付
 - い 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - う 被災地あて救助用郵便物の料金免除
 - え 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分
 - (イ) 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める
 - イ 日本放送協会
 - (ア) 災害時の混乱防止、民心の安定及び災害の復旧に資するための有効適切な関連番組の編成
 - (イ) 被害状況、応急対策の措置状況、復旧の見込み等に関する迅速かつ的確な放送の実施
 - (ウ) 地方公共団体及び関係機関からの要請に基づき気象、地象に関する予報、警報、警告等の有効適切な放送
 - ウ 西日本電信電話株式会社（静岡支店）、株式会社NTTドコモ東海支社
 - (ア) 防災関係機関の重要通信の優先確保
 - (イ) 被害施設の早期復旧
 - (ウ) 災害用伝言ダイヤルサービス171、災害用伝言板web171及び災害用伝言板、災害用音声お届けサービスの提供
 - エ 日本赤十字社静岡県支部（下田市地区）
 - (ア) 医療、助産、こころのケア及び遺体処理に関すること
 - (イ) 血液製剤の確保及び供給のための措置
 - (ウ) 被災者に対する救援物資の配布
 - (エ) 義援金の募集
 - (オ) 災害救助の協力奉仕者等の連絡調整
 - (カ) その他必要な事項
 - オ 日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社
 - 緊急輸送車両の確保及び運行
 - カ 東京電力パワーグリッド株式会社（伊豆支社）
 - (ア) 発電所、変電所施設の被害状況の把握と防災関係機関への緊急事態の通報
 - (イ) 施設及び設備の被害、復旧の状況、公衆感電防止及び漏電防止に関するラジオ、テレビ等を利用したの広報
 - キ KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社
 - 重要な通信を確保するために必要な措置の実施
 - ク 株式会社イトーヨーカ堂、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブンーイレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン&アイ・ホールディングス
 - 県からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施

(3) 指定地方公共機関

ア 下田ガス株式会社

- (ア) 二次災害の発生防止のための原料貯槽、ガスホルダー等主要施設における緊急遮断
- (イ) 需要家へのガス栓の閉止等の広報及び被害状況の把握と製造、供給制限
- (ウ) 必要に応じた代替燃料の供給
- (エ) 災害応急復旧の早期実施

イ 一般社団法人静岡県LPガス協会（東部支部賀茂地区会）

- (ア) 需要家へのガス栓の閉止等の広報
- (イ) 必要に応じた代替燃料の供給の協力

ウ 伊豆急行株式会社

災害発生時の防御及び災害の拡大防止のための緊急措置の実施

エ 一般社団法人静岡県トラック協会、

協会加盟事務所からの緊急輸送車両の確保及び運行

オ 一般社団法人静岡県医師会、一般社団法人静岡県歯科医師会、公益社団法人静岡県薬剤師会、公益社団法人静岡県看護協会、公益社団法人静岡県病院協会

- (ア) 医療救護施設等における医療救護活動の実施
- (イ) 検案(公益社団法人静岡県薬剤師会、公益社団法人静岡県看護協会及び公益社団法人静岡県病院協会を除く。)
- (ウ) 災害時の口腔ケアの実施（一般社団法人静岡県歯科医師会）

カ 一般社団法人静岡県建設業協会

道路施設等の被害調査及び復旧に関する協力

キ 公益社団法人静岡県栄養士会

- (ア) 要配慮者等への食料品の供給に関する協力
- (イ) 避難所における健康相談に関する協力

ク 富士山静岡空港株式会社

大規模な広域防災拠点としての応援部隊等の受入支援

(4) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

ア 一般社団法人賀茂医師会、医療機関

- (ア) 医療救護施設等における医療救護活動の実施
- (イ) 検案

イ 株式会社東海バス

災害発生時の防御及び災害の拡大防止のための緊急措置の実施

第2節 情報活動

情報の収集伝達を迅速かつ的確に実施するため、市、県及び防災関係機関の連携の強化による情報の一元化を図ることを基本として、情報の収集及び伝達体制の整備を推進することを目的とする。詳細については共通対策編 第3章災害応急対策計画 第4節「通信情報計画」に準ずるものとする。

なお、南海トラフ地震臨時情報発表時における情報の収集及び伝達体制については、地震対策編第4章南海トラフ地震臨時情報への対応を参照のこと。

1 津波情報等の種類

(1) 大津波警報、津波警報及び津波注意報等の発表等

気象庁本庁は、地震が発生したときは地震の規模や位置を即時に推定し、これらを基に沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を発表する。津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置付けられる。津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。

地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分以内に

精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられるおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的な表現で発表する。この場合は、地震発生からおよそ15分程度で求められる、精度の良い地震規模（モーメントマグニチュード）を基に、予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。

ア 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
			数値での発表	巨大地震の場合の発表	
大津波警報 (特別警報)	予想される津波の高さが高いところで3mを超える	10m<高さ	10m超	巨大	陸域に津波が浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5m<高さ≤10m	10m		
		3m<高さ≤5m	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い	
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m<高さ≤1m	1m	(表記なし)	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人は直ちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしない。

注) 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位の差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

イ 津波警報等の留意事項

- (ア) 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
 - (イ) 津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。
 - (ウ) 津波による災害のおそれがなくなると認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
- (2) 津波予報区
日本の沿岸は66の津波予報区に分けられており、そのうち下田市が属する津波予報区は、以下のとおりである。

津波予報区	区域	津波警報等を発表する官署
静岡県	静岡県	気象庁

(3) 津波情報の種類

気象庁では、津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。

ア 津波情報の種類と発表内容

情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）又は2種類の定性的表現で発表 [発表される津波の高さの値は、「津波警報等の種類と発表される津波の高さ等」参照]
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※1）
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※2）
津波に関するその他の情報	津波に関するその他の必要な事項を発表

※1 津波観測に関する情報の発表内容

沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。

最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報又は津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

※2 沖合の津波観測に関する情報の発表内容

沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ）を津波予報区単位で発表する。

最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報又は津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）又は「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

ただし、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、より沿岸に近く予報区との対応付けができて他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。

イ 最大波の観測値の発表内容

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報 (特別警報)	観測された津波の高さ > 1m	数値で発表
	観測された津波の高さ ≤ 1m	「観測中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ ≥ 0.2m	数値で発表
	観測された津波の高さ < 0.2m	「観測中」と発表
津波注意報	(全て数値で発表)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

ウ 最大波の観測値及び推定値の発表内容（沿岸から100km程度以内にある沖合の観測点）

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報 (特別警報)	沿岸で推定される津波の高さ>3m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ≤3m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	沿岸で推定される津波の高さ>1m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ≤1m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(全て数値で発表)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

エ 津波情報の留意事項等

(ア) 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

津波到達予想時刻は、津波予報区の中で最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区の中でも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

(イ) 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

(ウ) 津波観測に関する情報

津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。

場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりもさらに大きな津波が到達しているおそれがある。

(エ) 沖合の津波観測に関する情報

津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。

津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に到着するまで5分かからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

(4) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

津波予報の発表基準と発表内容

発表基準	発表内容
津波が予想されないとき（地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を発表
0.2m未満の海面変動が予想される時（津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところで0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応が必要ない旨を発表
津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っている作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

2 津波情報等の伝達系統

災害発生時の必要な情報収集又は通報のための通信は、資料編「通信情報網図」のとおりである。

第3節 広報活動

(共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第5節「災害広報計画」に準ずる。)

第4節 災害の拡大防止活動

災害の拡大を防止するため、水防活動及び人命の救出活動について、市、自主防災組織及び住民が実施すべき事項を示す。

1 水防活動

津波に対する水防活動の概要を示す。なお、水防活動のための水防組織及び水防活動の具体的内容については、市の水防計画の定めるところによる。

(1) 水防管理者及び水防管理団体の活動

ア 津波の襲来が予想され、著しい危険が切迫していると認められるときは、市長、その命を受けた職員又は水防管理者は、必要とする区域の居住者に対し避難の呼びかけを行う。なお、呼びかけを行った旨を下田警察署長に通知する。

イ 水防管理者は、水防上危険な箇所を発見したときは、直ちに関係機関及び当該施設の管理者に連絡し、必要な措置を要請し、緊急を要する場合は、水防団員等の安全を確保した上で必要な措置を行い、被害が拡大しないよう努める。

ウ 河川、ため池、水門、樋門等の管理者は被害状況を把握し、直ちに関係機関に通報するとともに必要な応急措置を講ずるものとする。

(2) 水防活動の応援要請

ア 水防管理団体は、相互に協力するとともに必要に応じ応援を要請する。

(ア) 水防管理者は、必要があれば近隣市町長に対し応援を求める。

(イ) 水防管理者は、水防のため必要があるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求める。

イ 市長は、必要があるときは、次の事項を示し、自衛隊の派遣要請を県に要求する。

(ア) 応援を必要とする理由

(イ) 応援を必要とする人員、資機材等

(ウ) 応援を必要とする場所

(エ) 期間その他応援に必要な事項

2 人命の救出活動

(1) 人命救出活動の基本方針

ア 救出を必要とする負傷者等（以下「負傷者等」という。）に対する救出活動は、市長が行うことを原則とする。

イ 消防署、県、県警察及び自衛隊は、市長が行う救出活動に協力する。

ウ 県は、救出活動に関する応援について、市と総合調整を行う。

エ 市は、当該市内における関係機関による救出活動について総合調整を行う。

オ 自主防災組織、事業所等及び住民は、地域における相互扶助による救出活動を行う。

カ 自衛隊の救出活動は、(第6節 広域応援活動)の定めるところによる。

キ 救出・救助活動を実施する各機関は、職員の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

(2) 市

ア 市長は、市職員及び消防団員、水防団員を動員し、負傷者等を救出する。

イ 被害状況に応じて警察官の協力を求め救出活動を行う。

ウ 市長は、自ら負傷者等の救出活動を実施することが困難な場合は、要請事項を示して知

事に対し救出活動の実施を要請する。また、必要に応じ民間団体の協力を求める。

要請するための事項は、水防活動に準ずる。

(3) 自主防災組織、事業所等

自主防災組織及び事業所の防災組織は、次により自主的に救出活動を行うものとする。

ア 組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。

イ 救出活動用資機材を活用し、組織的救出活動に努める。

ウ 自主防災組織と事業所等の防災組織は、相互連携をとり地域における救出活動を行う。

エ 自主救出活動が困難な場合は、消防機関、警察又は、海上保安部等に連絡し早期救出を図る。

オ 救出活動を行うときは、可能な限り市、消防機関、警察、海上保安部と連絡をとりその指導を受けるものとする。

第5節 避難活動

津波災害が発生したときの避難対策及び避難生活の基本となる事項を示す。

1 避難対策

(1) 避難対策の基本方針

津波災害発生時においては、要避難地区の住民等は、的確に状況を把握し、安全で効率的な避難活動を行う必要がある。また、要避難地区以外においても、建物倒壊その他の要因により、避難が必要となる場合がある。このため市は、適切な措置を講じ、住民等の生命、身体の安全確保に努める。

なお、情報提供、避難誘導及び避難所の運営に当たっては、要配慮者等に配慮するものとする。

また、避難対策の周知に当たっては、住民においては、避難の際は、自らの身の安全を確保しつつ、可能な限り出火防止措置を施すとともに、地域の防災活動に参加することを啓発するものとする。

(2) 情報・広報活動

ア 市及び防災関係機関は、津波に関する情報の収集及び伝達を的確に行い、その内容は「第2節 情報活動」に準ずる。

イ 市及び防災関係機関は、津波に関する情報を的確に住民に広報し、その内容は「第3節 広報活動」に準ずる。また、自主防災組織等の協力を得て、要配慮者への的確な情報提供に配慮する。

ウ 住民は、適切な避難行動のため、同時通報用無線、ラジオ、テレビ等を通じ、可能な限り地震及び津波に関する情報を入手するよう努める。

(3) 避難のための指示等

ア 避難指示等の基準

(ア) 市長は、津波による災害が発生するおそれがあり、住民等の生命及び身体を保護するため必要があるときは、必要と認める地域の住民等に対し、基本的には避難指示を発令する。ただし、遠地地震に伴う津波については、必要に応じて高齢者等避難を発令する。

(イ) 警察官又は海上保安官は、市長が避難の指示をすることができないと認めるとき又は市長からの要請のあったときは、住民等に対して避難の指示をする。この場合、警察官又は海上保安官は直ちに避難の指示をした旨を市長に通知する。

(ウ) 知事は、災害の発生により市長がその事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長に代わって避難指示又は、高齢者等避難の発令をする。この場合、知事はその旨を公示する。

(エ) 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官又は海上保安官がその場にいない場合に限り、危険が切迫している住民等に対して、避難の措置を講ずる。この場合、自衛官は直ちに避難の措置を講じた旨を防衛大臣の指定するものに報告する。

イ 避難指示等の内容

避難の指示等を行う際は、次に掲げる事項を伝達し避難行動の迅速化と安全を図る。

- (ア) 避難の指示等が出された地域名
- (イ) 避難路及び避難先
- (ウ) 避難する時期
- (エ) 避難に際しての服装、携行品等
- (オ) 避難行動における注意事項

ウ 避難指示等の伝達方法

市長は、避難の指示等をしたときは、直ちに指示等が出された地域の住民等に対し、同時通報用無線、広報車、携帯メール、緊急速報メール等により周知を行うものとする。また警察官、海上保安官、自主防災組織等に対し避難指示等の伝達について協力を要請するものとする。

(4) 津波からの避難対策

津波による被害を防止、軽減するため、次の措置をとる。

ア 市が実施する自衛措置

(ア) 津波注意報が発表された場合

あ 情報収集を行い（海面監視は、安全を確保の上、必要に応じて実施する）、被害を伴う津波の発生が予想されるときは、市長は住民に対して避難指示を伝達するなどの必要な措置をとる。なお、市長が行う避難指示については、「(3)避難のための指示等」に準ずる。

い 住民、漁業・港湾関係者等に津波注意報を適切な手段により迅速に伝達し、ラジオ及びテレビによる報道並びに市が広報する情報に注意するよう呼びかける。

う 海水浴客、釣人及びサーファー等（以下「海水浴客等」という。）に対し、避難指示の伝達に努める。

(イ) 大津波警報・津波警報が発表された場合

市長は、直ちに住民、漁業・港湾関係者等及び海水浴客等に対して、あらゆる手段をもって緊急に避難指示を伝達するなどの必要な措置をとる。

(ウ) 震度6弱以上の強い揺れを感じた場合

市長は、直ちに要避難地区にある住民、海水浴客等に対して、避難指示を伝達するなどの必要な措置をとる。

(エ) 震度4程度以上の強い揺れを感じた場合又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合で、津波注意報又は津波警報は発表されていない場合

あ 海面の監視

気象官署から大津波警報・津波警報・注意報並びに津波予報が届くまでの間、少なくとも30分間は、安全を確保の上、必要に応じて海面の状態を監視するものとする。

い 報道の聴取

揺れを感じてから少なくとも1時間は、ラジオ及びテレビによる当該地震又は津波に関する報道を聴取するものとする。

う 避難の指示等

海面の監視、報道の聴取により、被害を伴う津波の発生が予想されるときは、市長は住民、海水浴客等に対しての避難指示を伝達するなど必要な措置をとる。

(オ) 遠地津波が発生した場合

気象庁から発表される津波到達予想時間・予想される津波の高さに関する情報などの津波情報に注視し、情報収集や警戒態勢の確立、海面の監視などの必要な措置をとる。

大津波警報、津波警報及び津波注意報が発表された場合には、上記の必要な措置をとる。

住民、漁業・港湾関係者、海水浴客等に対して、遠地津波の特性（最大波が第1波のかなり後に襲来することがある、津波の継続時間が長いなど）を周知し、避難等の必要な措置に万全を期す。

- イ 住民等が実施する自衛措置
 - (ア) 海浜付近の住民及び海水浴客等は、強い揺れを感じた場合又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、避難指示を受けるまでもなく、直ちに海浜から離れ、高台、避難地等の安全な場所に避難する。また、強い揺れを感じなかった場合でも、大津波警報・津波警報が発表されたときは、同様に直ちに安全な場所に避難するものとする。
 - (イ) 海水浴客等は、(ア)のほか、津波注意報が発表された場合にも直ちに海浜付近から離れるものとする。
- (5) 警戒区域の設定
 - ア 設定の基準
 - (ア) 市長は、災害が発生し、または正に発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。
 - (イ) 警察官又は海上保安官は、市長（権限の委託を受けた市職員含む。）が現場にいないとき、又は市長からの要請のあったときは警戒区域を設定する。この場合、警察官又は海上保安官は直ちに警戒区域の設定をした旨を市長に通知する。
 - (ウ) 知事は、災害の発生により市長が警戒区域を設定することができなくなったときは、市長に代わって警戒区域を設定する。この場合、知事はその旨を公示する。
 - (エ) 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、市長（権限の委託を受けた市職員含む。）、警察官又は海上保安官が現場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。この場合、自衛官はその旨を市長に報告する。
 - イ 警戒区域設定に伴う規制の実施内容及び方法
 - 市長、警察官、海上保安官、知事又は自衛隊は警戒区域を設定したときは、退去又は立入禁止の措置をとる。
- (6) 避難地への市職員等の配置
 - 市が設定した避難地には、避難誘導、情報伝達、応急救護等のため、市職員、消防団員等を配置する。また、必要により警察官の配置を要請する。
- (7) 避難の方法
 - 災害の状況により異なるが、徒歩による避難を原則として、以下の方法により避難する。
 - ア 要避難地区の住民は、直ちに津波危険予想地域外の安全な場所へ避難する。
 - イ 上記避難を行うための十分な時間が無い場合には、最寄りの津波避難施設（津波避難ビル、津波避難タワー、人工高台（津波避難マウンド）等）へ避難する。
 - 津波危険予想地域の住民は、直ちに自主的に安全な場所へ避難する。
 - ウ 要避難地区以外の住民であっても、災害が拡大し危険が予想されるときは、出火防止措置をとった後、自宅周辺の安全な場所等へ自主的に避難する。
- (8) 幹線避難路の確保
 - 市は、職員の派遣及び警察官、自主防災組織等の協力により幹線避難路上にある障害物の排除に努め、避難の円滑化を図るものとする。
- (9) 避難地における業務
 - ア 避難地に配置された市職員又は警察官は、自主防災組織等の協力を得て、次の事項を実施する。
 - (ア) 津波等の危険の状況に関する情報の伝達
 - (イ) 津波等に関する情報の伝達
 - (ウ) 避難者の把握（避難者数、避難者氏名、性別、年齢、住所、連絡先等）
 - (エ) 必要な応急救護
 - (オ) 状況に応じ、避難者への帰宅の指示、保護者への引き渡し又は避難所への移動
 - イ 市が設定した避難地を所有し、又は管理する者は、避難地の開設及び避難した者に対する救護に協力するものとする。
 - ウ 食事のみを受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、市・県等へ報告を行うものとする。

- エ 避難場所における住民の生活を確保するため、関係機関の協力を得て、物資の不足する者に対し必要な措置をとるものとする。
- オ 要配慮者の保健福祉に対する要望を把握し、保健福祉サービスを提供するとともに、避難生活が困難な要配慮者の社会福祉施設等への移送に努める。
- カ 自主防災組織は、避難所の運営に関して市に協力するとともに、「避難生活計画書」等に基づき役割の分担を確立し、相互扶助の精神により自主的に秩序ある避難生活を送るよう努める。

(10) 避難状況の報告

市は自主防災組織及び避難地の施設管理者等から直接に、又は下田警察署を通じて次に掲げる避難状況の報告を求め、当該状況を県へ報告するものとする。

ただし、要避難地区以外の地域にあつては、原則として、次のイに関する報告を求めないものとする。

- ア 避難の経過に関する報告－危険な事態その他異常な事態が発生した場合、直ちに行う。
 - (ア) 避難に伴い発生した危険な事態、その他異常な事態の状況（場所、人員を含む。）
 - (イ) 上記事態に対し、応急的にとられた措置
 - (ウ) 市等に対する要請事項
- イ 避難の完了に関する報告－避難完了後、速やかに行う。
 - (ア) 避難地名
 - (イ) 避難者数
 - (ウ) 必要な救助・保護の内容
 - (エ) 市等に対する要請事項

2 避難所の設置及び避難生活

(1) 基本方針

市は避難を必要とする被災者の救助のために避難所を設置するとともに、避難所ごとにあらかじめ定めた運営体制等に沿って円滑な避難生活が行われるように、自主防災組織及び避難所の学校等施設の管理者の協力を得て必要最低限の避難生活を確保するために必要な措置を講ずる。

避難所の運営に当たっては、避難所ごとにあらかじめ定めたルールやマニュアル、市の「避難所運営マニュアル」や「避難生活の手引き」・「避難所運営マニュアル」（静岡県）、「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」（内閣府）等を参考として、要配慮者及び観光客等を含む帰宅困難者等並びに居室・トイレ等の衛生環境の保持に配慮するものとする。

(2) 避難所の設置及び避難生活

ア 避難生活者

避難所で避難生活をする者は、災害によって現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で居住する場所を確保できないものとする。

イ 設置場所

- (ア) 津波等の危険のない地域に設置する。
- (イ) 避難所の設置に当たっては、避難所の被害状況及び安全性を確認の上、避難生活者の人数に応じて次の順位により設置する。
 - あ 学校、体育館、公民館等の公共建築物
 - い あらかじめ協定した民間の建築物
 - う 広域避難地、一次避難地等に設置する小屋又はテント等（自主防災組織等が設置するものを含む。）
- (ウ) 障がいのある人、高齢者、乳幼児等の要配慮者については、その状況に応じて避難するための社会福祉施設等を事前に指定し、確保する。
- (エ) 状況に応じ、公的宿泊施設、民間宿泊施設、ゴルフ場等を確保する。
- (オ) 状況に応じ、船舶を宿泊施設として活用する。その場合は、県を經由して中部運輸局静岡運輸支局に船舶のあっせんを要請する。

(カ) 避難所のライフラインの回復に時間を要することが見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域の避難所を維持することの適否を検討するものとする。

(キ) 複数の避難者が、やむを得ず指定された避難所以外の施設に避難した場合で、その施設を長期にわたり使用する場合は、市はその施設管理者との協議に基づき、臨時に設置する避難所として追認、登録し、必要な公的支援を実施する。

ウ 福祉避難所

(ア) 市は、一般の避難所では生活することが困難な要配慮者を受け入れるため、社会福祉施設等を福祉避難所として指定し、公示するものとする。

(イ) 市は、要配慮者の要配慮特性に応じ、全ての要配慮者を受け入れることができるよう、福祉避難所を確保するものとする。

(ウ) 市は、福祉避難所の円滑な運営を行うため、「市町福祉避難所設置・運営マニュアル(県モデル)」に基づいた「市町福祉避難所設置・運営マニュアル」を整備するとともに、定期的に要配慮者の避難支援対策に関する訓練を実施するものとする。

(エ) 市は、災害発生時において円滑に福祉避難所が設置・運営できるよう、自主防災組織、地域住民、関係団体、要配慮者及びその家族に対して、要配慮者の避難支援対策、福祉避難所の目的やルール等を周知するものとする。

(オ) 市は、災害発生時に福祉避難所の設置・運営に必要な物資・器材や運営人材の確保がなされるよう、指定先の社会福祉施設や関係団体・事業者等との間で事前に調整し、覚書等を交わすものとする。

エ 二次的避難所

(ア) 二次的避難所は、市の用意した避難所に避難した者のうち、避難生活の長期化により健康に支障を来すと判断される者を原則として7日以内の期間受け入れ、健康を回復させることを目的とするものである。

(イ) 市は、大規模な災害により多数の市民が長期間にわたる避難を余儀なくされた場合、避難者等を受け入れるため、宿泊施設等を避難所として確保するよう努める。

(ウ) 市は、大規模な災害により、事前に協定を結んだ宿泊施設だけでは二次的避難所が不足する場合、速やかにその確保に努める。

オ 設置期間

市長は、津波情報等による災害発生の危険、住宅の応急修理の状況及び応急仮設住宅の建設状況等を勘案し、県と協議して設置期間を定める。

カ 避難所の運営

(ア) 自主防災組織の会長及び班長等から避難所責任者を定め、避難所である学校等施設の管理者の協力を得て、自主防災組織等による自主的な避難所の運営に努める。

(イ) 避難所には避難所等の運営を行うために必要な市職員を配置する。また、避難所の安全の確保と秩序の維持のため、必要により警察官の配置を要請する。

(ウ) 避難所での避難生活の運営に当たっては、男女双方の運営責任者の選任に努めるとともに、要配慮者、男女のニーズの違い等男女双方の視点、女性や子ども等の安全確保、プライバシーの確保等に配慮するものとする。

(エ) 自主防災組織は、避難所の運営に関して市に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により自主的に秩序ある避難生活を送るよう努める。

(オ) 運営が軌道に乗り次第、市、自主防災組織及び避難所の施設管理者中心の運営から、避難所利用者中心の体制に切り替える。市、自主防災組織及び避難所の施設管理者は運営をサポートする。

(カ) 市は、援助が必要な者の保健福祉に対する要望を把握し、保健福祉サービスの提供に努めるとともに、このうち、避難生活が困難な者の福祉避難所、社会福祉施設等への移送に努める。

(キ) 生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置やこころのケアも含めた対策を行うものとする。

- (ク) 避難長期化の対策として、避難所に入浴施設の設置や医師の巡回や口腔ケア、必要に応じて暑さ寒さ対策等を行うものとする。
- (ケ) 食事のみを受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、市・県等への報告を行うものとする。
- (コ) 市は、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や民間賃貸住宅、空家等利用可能な既存住宅のあっせん等により避難所の早期解消に努める。

3 観光客等に対する措置

- (1) 観光客等への情報提供
 - ア 市は、駅や観光施設等において、避難経路や避難所の情報を提供する。
 - イ 市は、携帯メール、市ホームページ、ソーシャルネットワーキングサービス、防災行政無線及び広報車等を活用し、気象予報・警報等の災害情報や鉄道の運行情報等の必要な情報を提供する。
- (2) 観光客等への指定避難所への誘導
 - ア 旅館、民宿等に宿泊している観光客等は、経営者等の指示により避難するものとする。
 - イ 列車、バス等の乗客は、その車両の責任者の指示により避難するものとする。
 - ウ 海水浴客等に対しては、同時通報用無線、広報車等により避難の指示伝達を行うものとする。
 - エ 上記以外の観光客等に対しては、1に示した多様な情報提供手段により、避難所や避難経路の情報を提供し、最寄りの避難所への避難を促すものとする。

第6節 広域応援活動

広域激甚な災害に対応するための県、他の市町村、警察、自衛隊等に対して行う応援要請事項及びその受入体制等について示す。災害の発生時には、その規模に応じて、国、地方公共団体等が連携して広域的な応援体制を迅速に構築するものとする。

なお、南海トラフ地震発生時における広域応援の受入は、別に定める「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」による。

相互応援協定の締結に当たっては、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。

1 市

- (1) 知事等に対する応援要請
 - 市長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県に対し次の事項を示し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。
 - ア 応援を必要とする理由
 - イ 応援を必要とする人員、資機材等
 - ウ 応援を必要とする場所
 - エ 応援を必要とする期間
 - オ その他応援に関し必要な事項
- (2) 他の市町長に対する応援要請
 - ア 市長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、相互応援協定を締結している市町長に対し応援を求めるものとする。
 - イ 「消防組織法」第39条に基づき締結された「静岡県消防相互応援協定」に基づき、協定している他の市町長に対し応援を求めるものとする。この場合、応援を求められた市町長は、県が行う市町間の調整に留意するとともに必要な応援をするものとする。
- (3) 民間団体等に対する応援要請
 - 市長は、次の団体に対し直接又は知事を通じて応援の要請を行う。
 - ア 主な応援協力要請の対象
 - (ア) 赤十字奉仕団、青年団、女性団体、商工団体、農林水産団体、ボランティア団体

- (イ) 高校、専修学校、各種講習施設等の学生・生徒
- (ウ) あらかじめ協定を締結した団体等
- イ 応援協力要請の時期及び要請事項
 - 市長は、市外応急対策を実施する必要があると認めるとき、次の事項を示して応援を要請する。
 - (ア) 必要な人員数
 - (イ) 作業内容
 - (ウ) 作業場所
 - (エ) 集合場所
 - (オ) その他応援協力要請に関し必要な事項
- (4) 緊急消防援助隊の要請
 - ア 応援要請
 - 市長は、地震等の大規模災害時における災害の発生状況から、人命救助、消火、救急活動等において、本市の消防力及び県内消防機関の応援だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、知事に対し、消防組織法第44条に基づき、県外消防機関の応援を要請する。
 - イ 緊急消防援助隊部隊の受入
 - 緊急消防援助隊の円滑な消防活動を確保するため、次の措置を講じる。
 - (ア) 情報連絡体制
 - (イ) 応援部隊への情報提供
 - (ウ) 応援部隊の集結場所及び野営場所の指定
 - (エ) 応援部隊への資機材等の提供及び捕球
 - (オ) ヘリコプターの離発着場の確保
 - (カ) 応援部隊の運用
 - (キ) その他必要事項
- (5) 応援要員の受入体制
 - 市長は、他市町村からの応援要員及び防災関係機関が災害応急対策を実施するに際して、必要な応援要員を受入れた場合、これらの要員のための宿泊施設等について、各機関の要請に応じて可能な限り準備する。
- (6) 自衛隊の支援
 - 共通対策編に準じて行う。
- (7) 災害派遣部隊の受入体制
 - ア 市は、自衛隊の活動が他機関の活動と競合重複しないよう効率的な作業分担を定める。
 - イ 市長は、自衛隊の作業の円滑な促進を図るため可能な限り総合的な調整のとれた作業計画を作成し、資機材の準備及び関係者の協力を求め、支援活動に支障のないよう措置を講ずる。
 - ウ 市長は、派遣された自衛隊の宿泊施設等必要な設備を可能な限り準備する。
- (8) 経費の負担区分
 - 自衛隊が災害応急対策又は災害復旧作業を実施するため必要な資機材、宿泊施設等の借上料及び光熱水費、通信運搬費、消耗品費等は、原則として、市が負担するものとする。
- (9) 海上保安庁第三管区海上保安本部の支援
 - ア 第三管区海上保安本部への支援要請事項
 - (ア) 傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送
 - (イ) 巡視船を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供
 - (ウ) その他市が行う災害応急対策の支援
 - イ 市長の支援要請の依頼手続き
 - 市長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対して、次のア～エの事項を明示した要請書により、第三管区海上保安本部へ支援要請を行うよう依頼する。
 - (ア) 災害の状況及び支援活動を要請する理由
 - (イ) 支援活動を必要とする期間

- (ウ) 支援活動を必要とする区域及び活動内容
- (エ) その他参考となるべき事項

ただし、緊急を要する場合又は文書をもってすることができないときは、県防災行政無線又は口頭により依頼するものとする。この場合においても、事後速やかに文書により依頼する。また、知事への依頼ができない場合には、その旨及び当該地域に係る災害の状況を直接、下田海上保安部の事務所又は沖合に配備された第三管区海上保安本部の巡視船若しくは航空機を通じて連絡し、知事に対してもその旨を速やかに連絡することとする。

第7節 地域への救援活動

日常生活に支障を来したり災者等に対して行う防疫活動について実施する対策を示す。なお、南海トラフ地震発生時における広域応援の受入に係る地域への救援活動については、「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」による。

1 防疫活動

- (1) 市
 - ア 知事の指示により必要な防疫活動を行う。
 - イ 津波浸水地域については、被災後速やかに状況に応じた防疫活動を行う。
 - ウ 知事により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第31条に基づき生活用水の供給を制限又は禁止すべき措置がその管理者に講ぜられた場合、使用者に対し生活用水の供給を行う。
 - エ 防疫薬品が不足したときは卸売業者等から調達するほか、県に対し供給の調整を要請する。
 - オ 厚生労働大臣が定める疾病のまん延予防上、緊急の必要があると認められる場合、知事の指示に基づき臨時の予防接種を行う。
- (2) 住民及び自主防災組織
 - 飲食物の衛生に注意して感染症及び食中毒の発生を防止する。
- (3) 関係団体
 - 飲食物に起因する感染症及び食中毒の発生防止について、市から要請があった場合は、積極的に協力を行う。

第8節 市有施設及び設備等の対策

災害応急対策及び災害応急復旧対策の遂行上重要な市有施設・設備等については、速やかに機能回復を図るための応急措置を講ずる。

1 公共施設等

- (1) 河川及び海岸保全施設
 - ア 被害情報の収集、施設の点検、情報連絡
 - パトロール等により被害情報の収集、管理施設等の機能の点検等を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。
 - イ 水門等の操作
 - 津波の危険のある地域においては、必要に応じて水門等の閉鎖操作を行う。ただし、操作員の安全な避難に要する時間を確保した上で行う。
 - ウ 応急措置の実施、2次災害の防止
 - 従前の防災機能が損なわれ、2次災害のおそれのある施設について、水防活動等必要な応急措置を講ずる。
 - エ 資機材の確保、応急復旧工事の実施
 - 施設の重要度を勘案の上、必要に応じ建設業協会等に協力を求め、資機材を確保し、仮工事等の応急復旧工事を実施する。

- オ 避難等が必要な場合は、速やかに市長へ状況の連絡に努める。
- (2) 災害応急対策上重要な庁舎等
 - ア 被害状況の把握
 - 市庁舎等防災上重要な庁舎の施設及び設備を点検し、被害状況を把握する。
 - イ 緊急措置の実施
 - 施設及び設備が破損した場合は、防災機関としての機能に支障のないよう応急措置を講ずる。
- (3) 漁港施設等
 - ア 被害情報の収集、施設の点検、情報連絡
 - パトロール等により緊急輸送に必要な岸壁や防潮堤等港湾及び漁港施設等の被害情報の収集、荷役機械等施設機能の点検等を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。
 - イ 緊急措置の実施、2次災害の防止
 - 危険箇所への立ち入り禁止措置や、構造物の機能欠損箇所についての緊急措置及び海上緊急輸送の確保のための緊急措置を講ずる。
 - ウ 資機材の確保、応急復旧工事の実施
 - 緊急輸送岸壁の早期確保を最優先し、必要に応じ、建設業協会等に協力を求め、資機材を確保し、応急復旧工事を実施する。また、港湾及び漁港施設利用者に対し、港湾機能の障害となるもの等への早期対策を要請する。
- (4) 工事中の公共施設、建築物、その他
 - 津波の危険のある地域においては、工事を中止し、必要に応じて安全確保のための措置を講ずる。ただし、工事関係者等の安全な避難に要する時間を確保した上で行う。

(復旧・復興については、共通対策編 第4章「復旧・復興計画」による)